

公文書開示決定通知書

23筑環第728号  
平成23年11月 7日

濱 武 振 一 様

筑紫野市長 藤 田 陽 三








平成23年11月4日付の公文書の開示請求については、筑紫野市情報公開条例第11条第1項の規定により次のとおり開示することに決定したので通知します。



なお、公文書の開示を受ける際には、この通知書を情報公開室の職員に提示してください。

開示請求に係る公文書の 件名又は内容	22廃第2274号に対する県への回答すべて (平成23年9月6日地域指定に関する県への回答)
公文書の開示を行う日時 及び場所	【日時】 23年11月 8日 (午前・午後) 4時 30分 ※ 当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を所管課等にご連絡ください。 【場所】 情報公開室
開示の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付
所管課等名	市民生活部      環境課      廃棄物担当 電話番号092-923-1111      (内線) 387

起 案 用 紙

決裁区分	市長決裁
公開区分	一部公開
保存年限	1年

						副市長	市長
							
					環境課廃棄 係長	環境課 課長	市民生活部 部長
							

先方文書の記号番号、日付	起案者	審査
平成 年 月 日	市民生活部環境課廃棄物担当 太郎良 篤 	

起 案	平成 23 年 09 月 02 日	発 信 者	筑紫野市長
決 裁	23 年 9 月 6 日	宛 先	福岡県知事 (廃棄物対策課第二係)
施 行	年 月 日	施行方法	普通郵便

件 名 (文書番号 筑環第 444 号)  
産業廃棄物処理施設の設置に係る指定地域の設定について(回答)

上記のことについて下記のとおり ( 回答 ) してよろしいかお伺いします。

標記について、平成23年4月1日付け(22廃第2273号一2、2274号、2275号一2、2276号)にて照会のあった産業廃棄物処理施設の設置に係る指定地域の設定について、別紙のとおり回答してよろしいかお伺いします。

県の紛争予防条例では施設から半径1,300メートルに掛かる地域を指定地域としておりますが、その半径が各行政区の一部となっているため、行政区内で指定地域内外が存在するのは好ましくないと考えられます。

よって、市としては、1,300メートルの範囲にかかる、山家2区、山家3区、山家中央区、東吉木、上阿志岐東の5行政区全域を指定地域として回答します。

なお、今後は市からの回答をもって、県が指定地域を定めます。

23 筑環第 444-2  
平成 23 年 9 月 6 日

福岡県知事 小川 洋 様  
(廃棄物対策課施設第二係)

筑紫野市長 藤田 陽 三  
(市民生活部環境課)

産業廃棄物処理施設の設置に係る指定地域の設定について (回答)

標記について、平成 23 年 4 月 1 日付け (22 廃第 2274 号) にて照会のあった指定地域について下記のとおり回答いたします。

記

1. 該当施設 産業廃棄物の焼却施設
2. 指定地域に対する意見

今回照会のあった指定地域の範囲は、行政区の一部に限定されておりますが、本市では地域に係る周知、依頼等につきましては、行政区単位で行っております。このことから、今回の周知につきましては、当該範囲に係る行政区 (山家 2 区、山家 3 区、山家中央区、東吉木及び上阿志岐東) 全域 (別添地図のとおり) に周知を徹底していただきたく指定地域の設定をお願い申し上げます。

筑紫野市 エコ・センチュリー21 (株) 周辺

